

2025年12月25日

軍学共同反対連絡会 <http://no-military-research.jp/>

共同代表

赤井 純治（新潟大学名誉教授）

大野 義一郎（北海道雄武町国民健康保険病院副院長）

多羅尾 光徳（東京農工大学准教授）

私たちは、軍学共同に反対する取り組みを行っている市民団体です。

大学は教育と学問研究の場であり、その目的は広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、真理の探究、人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。したがって人類の平和と幸福を破壊する最悪の行為である戦争に大学が協力することは大学の目的からして、また歴史の反省からして、絶対にあってはならないことです。

日本学術会議の1950年、および1967年声明は憲法により戦争を放棄した日本の科学者の誓いとして軍事研究を絶対行わないことを宣言したもので、2017年声明もそれを継承しています。

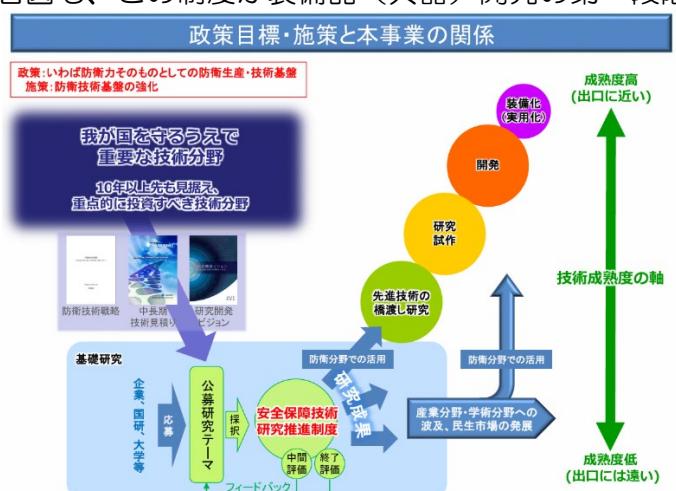
それに対して防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、今年度の公募要領 p.43 に「国家安全保障戦略」に基づき「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募する」と明確に書かれており、「広く民生分野においても活用できる」と言いつつも軍事転用を目指すものです。

防衛装備庁は上記の文章を公募要領の最後に目立たないように記し、「研究成果が広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待している」(p.6)と述べていますが欺瞞的と言わざるをえません。そもそも防衛費を防衛と関係ない研究に用いることは目的外使用で許されないはずです。令和5年度防衛省公開プロセス¹でも有識者は「事業目的は、防衛分野での将来の研究開発に資することとあるのだから、民生技術の発掘・育成はそのための手段であり、成果は防衛分野に資するように明確にするべき」と指摘しています。そして「防衛省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント」に有識者は「応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションをとり、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」と記しています。

その配布資料として防衛省がつけた右図も、この制度が装備品（兵器）開発の第一段階であることを明確に示しています。

発足後10年たち、しかも今年から防衛イノベーション科学技術研究所に所管が移った本制度は、研究所の目的である防衛力向上に迅速・効率的に結びつける取り組みと関わり、今後、この制度による研究を装備化につなげる動きが一層強まると考えられます。

従来の委託事業はもとより、新たに導入された補助事業も、防衛装備



庁が装備品開発のために必要とするテーマに合う研究をする以上本質的には同じです。

とりわけ、今、専守防衛からもはるかに逸脱した長距離の敵基地攻撃ミサイルや最新鋭戦闘機、レールガン、AIを組み込んだ無人兵器などの研究・開発を防衛装備庁は進めており、それに必要な技術開発のために民間の研究を取り込もうとしています。デュアルユース研究と言われますが、その狙いは民生技術の軍事利用です。そのため安全保障技術推進研究制度、橋渡し研究、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）などに巨費を投じるのです。

その一方で、国立大学の運営費交付金、私学助成金、そして科学研究費はほとんど増えていません。そういう中で研究費が不足している深刻な現実は理解できますが、だからといって上述したような軍事研究に大学が加わってよいのでしょうか。

梶田隆章東大教授（前学術会議会長）は2025年8月、「科学は宇宙の謎を解くことや地球環境問題等に重要な貢献をするが、原爆開発に物理学者は関わった。だから常に倫理性、人間性が問われていることを自覚すべきである。何のための、誰のための科学かが問われる」との趣旨の発言を今年8月にされています。研究者たるものは、戦争につながることをキッパリ断つべきではないでしょうか。

本制度に応募した研究者や大学が民生研究のためと考えているとしても、上述したように防衛装備庁は装備品（兵器）開発をめざしています。防衛のためには軍事研究が必要と考える見方もありますが、それは軍拡競争を引き起こし、緊張関係を激化させることになります。今日こそ、徹底した国際協調主義による平和外交が求められます。人類の福祉と平和、教育・研究を旨とする大学こそ、そのような立場に立つべきではないでしょうか。貴学はどのようにお考えでしょうか。

以下の質問にお答えいただき、貴学が同制度に応募された理由を明確にしてくださいますようお願いいたします。

私たちのHPをご覧いただければわかるとおり、私たちは多くの団体ⁱⁱと多くの研究者を含む市民から構成されております。私たちの質問へのご回答は広くメディアを通じて公開する予定で、国民への説明責任を果たしていただくことになります。ぜひ私たちの質問に誠意をもってお答えくださいますようお願いいたします。

《質問》

- 1 日本学術会議は日本の科学者の代表機関として、1950年に「戦争を目的とする科学の研究には、今後、絶対に従わない」、1967年には「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」とする声明を発表し、2017年声明でもこの二つの声明を継承しています。貴学はこの三つの声明を尊重されますか。あるいはどのようにお考えになっていますか？
- 2 安全保障技術研究推進制度は、上述したように優れた民生技術を軍事に転用することを目的としています。また日本学術会議は2017年声明に付随する「報告 軍事的安全保障研究について」で、「軍事的安全保障研究に含まれうるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」とし、「基礎研究であれば一律に

軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる」としています。

私たちは研究資金の出所が防衛費であり、研究成果を軍事的に利用することを意図している以上、この制度による研究は軍事研究に他ならないと考えます。

貴学が“民性的研究”を意図していたとしても、この制度による研究は軍事研究ではないでしょうか。貴学はいかがお考えですか。もし軍事研究ではないとするのであればその理由をお示しください。

3 日本学術会議 2017 年声明は「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と記しています。

しかし、この「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」を打ち消すかのように、今年度の公募要領 p.23 には「アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があると PD が認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と記されています。

しかし指導は不正行為についてだけだとしても、助言は研究内容に及びます。前述したように、そこで「防衛のニーズにマッチングさせるため、ニーズ側のインプット」を行うのではないでしょうか。そして資金を提供する側からの説得に応じた研究者との「合意」のうえで、研究計画を防衛装備品への応用に資するように変更されることもありうるのではないでしょうか。

2017 年声明は「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という警戒心を持つことを大学に訴えています。

貴学は公募要領に書かれている文章に基づいて「研究の自由及び研究成果の公開」は 100% 制約を受けないとお考えでしょうか。あるいは何らかの危惧を感じているようでしたら、その内容や貴学としての対策をお示しください。

4 貴学は応募されるにあたって学内での倫理規定やガイドラインを整備されていますか。以前からあるもの、あるいは今回新たに作られたものなどをお示しください。

5 2017 年声明は応募にあたって「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」としています。今年度の応募に際してそのような審査をされましたか。審査された場合にはその構成員、審査内容、審査方法、審査結果などをお示しください。審査されなかった場合はその理由をお書きください。

6 貴学が民生のための基礎研究を意図されているとしても、将来その研究が軍事に利用される可能性は全くないとお考えでしょうか。もし少しでもその可能性があると思われ

る場合、貴学は研究が活用された装備品（兵器）がもたらす結果に対しても責任が生じるとお考えでしょうか。あるいはどのように使われるかまでは閲知しえないし、考える必要もないとお考えでしょうか。貴学のお考えをお聞かせください。

7 大学は教育の場でもあり、安全保障技術研究推進制度は学生や大学院生にも影響を与えます。この応募について、事前・事後に、当該研究室に関わる学生・大学院生へも周知されたのでしょうか。お伺いします。

8 今回新たにタイプD（補助事業）が新設されました。補助金により実施するものですが、公募要領の内容や研究テーマなどは全く同じです。そういう面では委託事業と変わるものではないと思いますが、貴学はどのように考えて補助事業に応募されたのでしょうか。

質問は以上です。この質問は公開質問書として提出し、ご回答はメディアや広く市民に公表させていただきます。

これと同じ文書を念のため貴学学長あてに郵送します。届くのは1月はじめになると思いますがご確認ください。

ご回答は1月31日までに、郵送ではなく下記へメールでお寄せくださいようお願いします。

回答送付先 軍学共同反対連絡会事務局長 小寺 隆幸
pokojpeace@gmail.com

ⁱ 公開プロセスは「防衛省の一部の事業について、公開の場で外部の有識者が必要性、有効性及び効率性の観点から見直しの方向性等を提示する取組です」

https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_suishin/index.html

令和5年度防衛省公開プロセスについては下記をご覧ください。

https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_suishin/r05/kokai_process.html

ⁱⁱ 軍学共同反対連絡会の参加団体

大学の軍事研究に反対する会 軍学共同反対アピール署名の会 「戦争と医の倫理」の検証を進める会 日本科学者会議（全国） 日本科学者会議平和問題研究委員会 日本科学者会議埼玉支部 日本科学者会議茨城支部 日本科学者会議滋賀支部 地学団体研究会 平和と民主主義のための研究団体連絡会議 高木学校 戦争と医学医療研究会 新医協（新日本医師協会） 草の根歯科研究会 日本私立大学教職員組合連合 東京私大教連 京滋私大教連 関西私大教連 東京地区大学教職員組合協議会（都大教） 新潟大学職員組合 東京一般労働組合東京音楽大学分会 日本平和委員会 日本民主法律家協会 民主教育研究所 九条科学者の会 九条科学者の会かながわ 筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 若葉九条の会 大学問題を考える市民と新潟大学教職員有志の会 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会 大学での軍事研究に反対する市民緊急行動 武器取引反対ネットワーク（NAJAT） 慶應義塾大学軍学共同問題研究会 表現の自由を市民の手に全国ネットワーク

参加研究者・市民 300名余